

後期専門研修医及び指導医の人事交流に関する協定書

群馬大学医学部附属病院、信州大学医学部附属病院、獨協医科大学病院、日本大学医学部附属板橋病院、駿河台日本大学病院、日本大学医学部附属練馬光が丘病院、埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター及び埼玉医科大学国際医療センター（以下「プログラム参加大学病院」という。）は、大学病院連携型高度医療人養成推進事業（関東・信州広域循環型専門医養成プログラム）の実施に係る後期専門研修医（以下「専門研修医」という。）及び指導医の交流に関し次のとおり協定を締結する。

（人事交流）

第1条 大学病院連携型高度医療人養成推進事業に関する人事交流は次のとおりとする。

- (1) 専門研修医の交流
- (2) 後期専門研修の指導医の交流
- (3) 後期専門研修についての情報交換・施設見学及び交流
- (4) その他プログラム参加大学病院で協議し、合意した事項

（具体的活動及び実施方法）

第2条 この協定に基づく、具体的活動及び実施方法については、プログラム参加大学病院で協議し決定する。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成21年7月2日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定書の締結の際に現に行っている人事交流は、この協定による人事交流とみなす。なお、有効期間満了日の1か月前までに、いずれかのプログラム参加大学病院から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は1年更新され、その後も同様とする。

（協議事項）

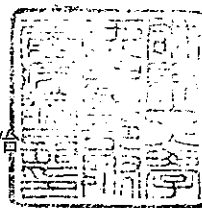
第4条 この協定に定めない事項及び本協定の解釈について疑義が生じたときは、誠実に協議し、解決する。

この協定の成立を証するため、協定書を9通作成し、プログラム参加大学病院で各1通を保管する。

平成21年7月2日

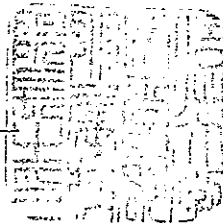
群馬大学医学部附属病院長

石川 浩



信州大学医学部附属病院長

小池 健一



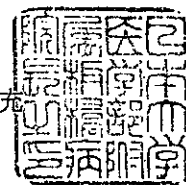
獨協医科大学病院長

北島 敏光



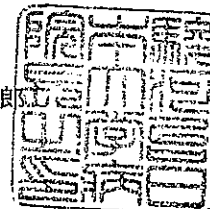
日本大学医学部附属板橋病院長

澤



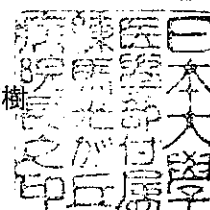
駿河台日本大学病院長

小川 節郎



日本大学医学部附属練馬光が丘病院長

増田 英樹



埼玉医科大学病院長

片山 茂裕



埼玉医科大学総合医療センター病院長

吉本 信雄



埼玉医科大学国際医療センター病院長

松谷 雅生

